



福島県土地家屋調査士会

会報 ふくしま

No.84
R4.8.18 発行



尾瀬ヶ原にて（撮影／福島支部 鈴木 敦）

CONTENTS

- 1 第37回写真コンクール入賞作品
- 2 会長あいさつ
- 3 法務局長あいさつ
- 4 政治連盟会長あいさつ
- 5 公嘱協会理事長あいさつ
- 6 顧問弁護士あいさつ
- 7 会務報告
- 8 支部だより
- 9 隨筆
- 10 新人調査士紹介
- 11 インフォメーション
- 12 編集後記

会員のみなさまへ

熱中症に
気を付けましょう！



広報キャラクター 地識くん

日本土地家屋調査士会連合会 第37回写真コンクール受賞作品

～おめでとうございます！～

標記コンクールにつきまして、福島会より1作品が入賞いたしました。



自由部門 銅賞 「お手本見せてあげるね！」

渡辺 聰子（調査士会事務局）



会長あいさつ

会長 小野寺 正教

会員の皆様には、常日頃から本会の会務運営に対しご理解とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延から3年目となり、感染者の増減を繰り返す中、未だ終息の兆しがみえない現状です。会員の皆様のご理解とご協力により、研修会や総会等の開催方法をハイブリット方式にするなど、工夫しながら会務運営に務めて参りましたが、各部においても事業計画通りに事業を執行する事が困難なケースが多くあり、執行率も通常時と比較して低水準で推移しております。

このような状況ですので、令和3年度の「決算報告書」だけを見れば健全財政と映りますが決してそうではありません。実際は厳しい財政状況であり、その最大の要因は会員数の減少にあります。

平成22年には300名在籍した会員が、令和4年現在、250名程に減少しております。その間、会費は年間15万円のままのため、この10年余りで単純に750万円の減収となっております。

また、会員の年齢構成は65歳以上が47%をしめており、今後会員減少はますます加速すると思われます。

更に近年の自然災害に備えるべく、保険や会館修繕積立金の確保等さまざまな要因がございます。

会員の皆様には、丁寧にご説明をしながら、賛同が得られれば令和5年度の総会に上程しまして、令和6年度から会費の値上げを実施したいと考えております。

詳しい説明は今後、財務部より行って参りますので何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

次に、先に通知致しました、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」につきましては7月7日、福島地方法務局と協議を行っており、後日、本指針に関しての研修会を予定しております。

また、今年度より運営が開始される「筆界特定制度研究委員会」の第1回運営委員会が去る6月17日開催され、運営委員の任命、委嘱状授与及び委員長、副委員長の決定により、本格的に始動いたしました。

「筆界特定の手続きについて代理すること」は、土地家屋調査士の業務のひとつであります。

土地家屋調査士全員が申請業務を受託できるよう積極的に研修会に参加され、スキルアップを目指していただきたいと思います。

結びに、記録的な暑さが続いておりますが、会員の皆様には今後とも新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、熱中症など体調管理には十分お気をつけいただき、業務に精励されますようお願い申し上げまして挨拶と致します。



ごあいさつ

福島地方法務局長 小笠原 修

福島県土地家屋調査士会、そして会員の皆様には、平素から表示に関する登記、筆界特定制度及び表題部所有者不明土地の解消作業などをはじめとして、当局の所掌する法務行政全般に関しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、法務局の新型コロナウイルス感染症対策に関しましても御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、今年は、昭和26年の観測開始以来、最も早く6月中旬に梅雨明けしたとみられるとのことです、梅雨明け後、暑い日が続いたかと思えば、大気の状態が不安定となり、局地的に豪雨に見舞われるなどの不順な天候に加え、新型コロナウイルス感染症にあっては、オミクロン株のBA. 5系統への置き換わりにより感染が再び拡大しております。このような状況の中ではありますが、県民の皆様の心に寄り添いながら、法務局の業務を進めてまいりたいと考えておりますので、今後も御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

せっかくの機会ですので、当局における重要課題について触れさせていただきたいと思います。

本年5月27日に開催された「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)が決定され、本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太方針2022)では、基本方針に基づく所有者不明土地対策及び登記所備付地図の整備の促進が明記されました。

所有者不明土地対策については、その「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的かつ本格的な対策を定めた「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が、令和3年4月21日成立し、同月28日に公布されました。「利用の円滑化」の面における所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度については令和5年4月1日施行、「発生予防」の面において、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度は同月27日施行、これまで任意とされていた相続登記についての義務化は令和6年4月1日施行となることから、当局においても、これらの制度について広報活動を開始したところです。

登記所備付地図の整備の促進としての震災復興型地図作成作業については、いわき市において2年目作業及び1年目作業を実施しており、従来型地図作成作業については、福島市において2年目作業を、会津若松市において1年目作業を実施しており、いずれも順調に進捗しております。

次に、表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについてですが、法務省民事局において、本年4月14日付けで「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が定められたことに伴い、現在、貴会と協議し、「福島地方法務局土地建物実地調査要領」の改正を行っているところ、今秋にはお示しする予定です。会員の皆様におかれましては、同要領の円滑な運用につきましてよろしくお願ひいたします。

当局といたしましては、社会経済情勢の大きな変化の中で生ずる新たな行政需要に的確に対応し、国民の皆様の期待に応えることができるよう、引き続き努力して参ります。

終わりに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心からお祈りいたしまして、御挨拶とさせていただきます。



第84号「会報ふくしま」あいさつ

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 橋本 豊彦

常日頃、会員の皆様には本政治連盟の活動にご理解とご支援を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、第26回参議院議員選挙は7月10日(日)に投開票され、投票率は53.40%（男53.59%、女53.22%）で前回の令和元年の52.41%を0.99ポイント上回ったようです。

そして、福島選挙区の結果は自民党公認の新人星北斗氏が公明党の推薦を得て41万9701票を獲得し初当選を果たし、自民党は平成28年に失った議席を奪還しました。

一方で、本政治連盟が自民党の友好団体として支援してきた岩城光英氏は返り咲きを目指して比例代表から立候補しましたが落選という残念な結果になりました。

現在、全調政連は日調連と連動して、令和2年に施行された土地家屋調査士法第1条（使命）に「筆界を明らかにする業務の専門家」と明文化されましたが、法3条（業務）及び法施行規則第29条（調査士法人の業務の範囲）のいずれにも明記されなかったことから法改正に取り組んでいるところです。

この法3条及び法施行規則第29条に「筆界を明らかにする業務の専門家」と明記されて初めて公に土地家屋調査士の業務と言えると思います。

このためには、多くの国会議員の方々の土地家屋調査士制度に対するご理解とご支援が欠かせません。今回の結果は大変残念な思いがあります。

ところで、今年の秋には県知事の任期満了により、10月13日告示、30日投票で県知事選が行われます。現職の内堀雅雄氏は6月21日開催された6月定例県議会冒頭の所信表明で三選に向けて立候補の意思を表明されております。

この知事選に於いても、会員皆様には期日前投票等を積極的に活用して投票率の向上への協力を呼び掛けて頂きたくお願い申し上げます。

今後とも、本政治連盟は土地家屋調査士制度にご理解を頂いている国会議員等の皆様方の力をお借りして、常日頃、土地家屋調査士が専門的能力の向上に努めて、その培った能力を最大限生かせるよう、法改正や職域の拡大と社会的地位の向上に努めてまいります。

結びに、世界に大きな打撃を与えていた新型コロナウィルスの流行は一時収束の兆しも見えたかのようでありましたが、県内でも第七波の「BA・5」への置き換わりが進み、7月20日には1,232人が感染したことです。

会員、補助者ご家族の皆様には猛烈な暑さが続きますが、コロナ感染対策の再点検と徹底等に努められ、体調を崩さないよう健康に留意されますようお願いし挨拶といたします。





ごあいさつ

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 竹内 博幸

暑中お見舞い申し上げます。

厳しい暑さが続く毎日ではありますが、会員の皆様におかれましては、この酷暑に立ち向かい業務に益々精励されておられる事と拝察申し上げます。

今年は、海外ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻、国内においては安倍元首相の銃撃による暗殺と、人の手により人命の収奪が行われる暗澹たる事態が発生しております。失われた多くの命に対しては、鎮魂を願い、哀悼の意を捧げるより他になす術はありません。

足元の福島県に目を向けますと、東日本大震災の惨禍から11年の月日が経過し、「震災復興」にも一区切りがつきつつあるのであろうとの感を覚えます。しかしながら、福島県にとっての震災の完全な収束には、「原子力発電所の廃炉」と言う、今後何十年もの長き年月をかけて成し遂げなければならない大きな障壁が未だ残されていると言う事は、全ての県民共通の認識であります。7月13日に東京地裁で第一審の判決があった、東京電力の旧経営陣4名に対する損害賠償請求の株主代表訴訟では、被告に対し、13兆円の巨額な賠償責任が裁判長より断じられました。原発事故が起きた後の検証により、次々に明らかにされた東電側の安全対策の軽視と無策に呆れかえり憤った、当時の記憶と感情がよみがえり、判決に胸のすく思いをしたのは私だけではないはずです。

公嘱協会が震災後に受託して参りました震災復興関連事業の一つに、環境省より受託している、県内の放射能物質により汚染された土壤の除染作業により排出した汚染土を貯蔵する、「中間貯蔵施設」の設置に伴う登記業務がありますが、現在では、国の施設内の用地取得に関する手続きはほぼ終了し、施設の整備も完了の時期が近づいております。法務局の地図作成作業も、震災後の平成26年より毎年継続して受託して参りました「震災復興型」と銘打った地図作成作業は、今年度と来年度の入札に付される、いわき市内の2地区の調達で最後となる予定です。現在進行している令和3年度事業の地図作成作業からは、いわき市勿来町での震災復興型と福島市内の従来型の地図作成作業が、並行して進められております。

福島県の完全なる震災復興への道程はまだまだこの先も続いて参りますが、われわれが携わる業務においての「震災復興」は、そろそろ終焉を迎えようとしております。東日本大震災は忌むべき災禍であり、県内各地に甚大なる被害をもたらしました。しかしながら、翻るに公嘱協会が震災後の震災復興事業による収益により、これまで安定的な運営を継続して來れたことも否めない事実ではございます。震災復興事業が無くなつた後、これに代わる基幹となる業務を新たに開拓していく事が、公嘱協会の執行部に課せられた使命と肝に銘じ、精進して参る所存であります。



ほんの少しの心がけ

顧問弁護士 吉 津 健 三

私が所属している福島県弁護士会では、弁護士が県内の小中学校に出向いて「いじめ防止」の授業を行っています。比較的若い世代の弁護士が担当しているのですが、マンパワーの不足から、私のような年寄りも講義に出向いています。

その講義では、まず、日本国憲法で保障されている基本的人権、とりわけ幸福追求権について説明し、その上で、いじめは基本的人権を侵害するものだという話をしています。

そして、子どもたちには、以下のような説明もしています。基本的人権を尊重することは、要するに、自分がされて嫌なことは他の人にもしないということです。そして、自分は何をされたら嫌かということは、実際にそれをされなくとも、想像して分かるようにしなければなりません。そして、想像して分かるようにする、想像力をゆたかにするためには、沢山、本を読むことが重要です。このような説明をしています。

ところで、基本的人権尊重の話に大上段に結びつけなくとも、社会生活をしている以上、自分がされて嫌なことは他の人にもしないということは、子どもだけでなく、誰にでも当てはまります。

交差点で自車が左折しようとしているところを、牛歩のように1人ゆっくり横断歩道を渡られると、多少、イラッとすることもなくはなく、また、自車を路外から道路に左折で入ろうとして待機していると、前が詰まっているにもかかわらず、あえて、自車を割り込ませまいとするかのように車間を詰める人もいて、大分、イラッとなります。

私は、横断歩道は小走りで渡るようにしていますし、路外から道路に入ってこようとして待機している車を見かけば、どうぞお入り下さいと手振りで自車の前に誘導しています。さらには、対向車線に右折待ちで停車している車がいれば、自車の進行方向の流れを妨げない限り、一時停車して、その車が右折できるようにしています。もちろん、ホールアウトしたグリーンから、スコアを記入しながら、のらりくらりと次のホールに向かうようなことも絶対にしません。非常に暑い日のプレーでも小走りか早足で次のホールに向かっています。

ほんの少しおことでも、自分がされて嫌なことを他の人にはしないということを心がけていけば、1年後、2年後…の世界は今よりも良い方向に変わっていくのではないか、ひいては戦争や内乱も起きないのではないかなどと夢想しています。

大層なことはできないし、しようと思っても、いずれ、ひずみが出てきます。これからも、ほんの少しおことについて、自分がされて嫌なことは他の人にはしないということを心がけていきたいものです。

会 務 報 告

日本土地家屋調査士会連合会第79回定時総会出席報告
日調連総会に参加して

副会長 黒 森 陽 一

日 時

令和4年6月21日(火)、22日(水)

場 所

東京都「東京ドームホテル地下1階 天空」

出席者

会 長：小野寺正教

代議員：副会長 土井將照、黒森陽一

日本土地家屋長足会連合会第79回定時総会に出席いたしましたので報告いたします。

開会の言葉、岡田会長の挨拶に続き、法務大臣表彰状授与が行われました。続いて連合会長表彰状授与・感謝状贈呈があり、来賓祝辞、来賓紹介と進み議長選出、議事録署名人指名、会務報告後、議事に入りました。

議 事

第1号議案 (イ)令和3年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ)令和3年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 第77回定時総会及び第78回定時総会の承認の件

第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）（総会開催方法関係）審議の件

第4号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）（会費関係）審議の件

第5号議案 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正（案）審議の件

第6号議案 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正（案）審議の件

第7号議案 令和4年度事業計画（案）審議の件
第8号議案 (イ)令和4年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
(ロ)令和4年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

以上の順序で議事が進行され、初日が第6号議案まで、二日目にすべての議案が承認可決されました。

第37回写真コンクールでは、事務局職員の渡辺聰子さんが＜自由部門＞“銅賞”、その他、佐藤聰之助会員、会員家族の大関珠恵さんが入選されました。

今回の総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、オブザーバーの参加はなく、最小限の出席での総会となりました。

全体での懇親会は中止となりましたが、コロナの感染者数も少なかったため、東北各会の有志による少人数の情報交換会に参加してきました。当日は、非常に暑く、会長は体調不良のため、ホテルでお留守番。3週間後の東北ブロック協議会に向けた有意義な情報交換会になったと確信しました。このようなご時世の情報交換会には、賛否両論あるかと思いますが、心おきなく情報交換会を開催できる日が一日も早く訪れる事を願い、報告とさせていただきます。



総会のようす



【銅 賞】

* * * * *

**日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会
第67回定時総会出席報告**

社会事業部長 加 藤 大次郎

日 時

令和4年7月8日(金)

場 所

青森県青森市本町「ホテルアップルパレス青森」

出席者

会 長 小野寺正教

副 会 長 土井将照、斎藤忠次、黒森陽一

総務部長 細野智弘

研修部長 田原浩之

社会事業部長 加藤大次郎

日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会第67回定時総会に出席いたしましたので報告いたします。

開会の辞、三戸協議会会长の挨拶に続き、議長選出、議事録署名人が選任され、会務報告後、議事に入りました。

議 事

第1号議案 令和3年度収支決算報告承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画（案）審議の件

第3号議案 令和4年度収支予算（案）審議の件

第4号議案 次期総会開催担当会決定承認の件

第5号議案 役員任期満了（監事）に伴う選任の件

以上の順序で議事が進行され、すべての議案が承認可決されました。

続いて式典が開催され、仙台法務局（管区）局長表彰に菊池章吾会員、鶴川幸一郎会員、佐藤聰之助会員、舟山幸雄会員が受賞されました。

また、東北ブロック土地家屋調査士会協議会会长表彰には、小林正行会員、渡部和歩会員、矢部正美会員、廣畠英憲会員、矢吹勝彦会員、小島幸二会員が受賞されました。

受賞されました会員の皆様、おめでとうござい

ます。

その後、全体での懇親会となりました。コロナの影響で、有志による少人数の懇親会はありましたが、私自身久しぶりの全体懇親会です。東北ブロックの様々な会の役員の中には、青年調査士会から仲良くさせていただいていた方も多く、懐かしい思い出話に花が咲きました。会場全体がとても盛り上がっていたところに追い打ちです。なんと、みちのくプロレスの選手が登場。そしてプロレス観戦。テレビではよく見ていましたが、目の前でのプロレスは、大迫力で大興奮しました。久しぶりの全体懇親会でしたが、とても楽しい時間を過ごせました。準備された方々に感謝いたします。

次の日、土井副会長と2人で「三内丸山遺跡」を訪れ、美味しい海産物に舌鼓を打ち、帰福しました。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。



プロレス観戦のようす



みちのくプロレスの方々と

* * * * *

テレビCM・ラジオCMの実施について

テレビCMの放映について

福島会では、今年度の本会会務の一貫として、昨年同様下記のとおり福島テレビにて福島県土地家屋調査士会のテレビCMを放映しましたので報告いたします。

『福島県土地家屋調査士会テレビCM（残暑見舞いver.）』

放 映 期 間：令和4年8月7日(日)～8月19日(金) 放 映 回 数：13回（1日1回）

詳 細：

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 8月7日(日)24時30分～25時25分 | 『Love music』 内 |
| 8月8日(月)11時45分～13時45分 | 『ポップUP！』 内 |
| 8月9日(火)24時25分～25時15分 | 『モヤモヤさまあ～す2』 内 |
| 8月10日(水)8時00分～9時50分 | 『めざまし8』 内 |
| 8月11日(木)16時00分～16時40分 | 『よじドラ+』 内 |
| 8月12日(金)21時58分～22時52分 | 『人志松本の酒のツマミになる話』 内 |
| 8月13日(土)6時00分～7時30分 | 『めざましどようび』 内 |
| 8月14日(日)14時00分～14時55分 | 『家、ついて行ってイイですか』 内 |
| 8月15日(月)5時25分～6時10分 | 『めざましテレビ第1部』 内 |
| 8月16日(火)9時50分～11時19分 | 『ノンストップ！』 内 |
| 8月17日(水)16時40分～17時48分 | 『テレポートプラス（1部）』 内 |
| 8月18日(木)9時50分～11時19分 | 『ノンストップ！』 内 |
| 8月19日(金)11時45分～14時45分 | 『ポップUP！』 内 |

※上記時間帯に1回ずつ放映されます。時間帯及び番組内容は変更になる場合があります。



ラジオCMの実施について

昨年に引き続き、本会広報の一貫として『ふくしまFM』にて福島県土地家屋調査士会のラジオCMを放送することとなりましたのでお知らせいたします。

9月以降は新バージョンのCMの追加も予定しておりますので、会員の皆様に置かれましてはぜひお聞きいただき、ご周知の程をお願い申し上げます。

『福島県土地家屋調査士会ラジオCM（20秒）』

放送期間：令和4年8月1日(日)～令和5年1月31日(火)の6ヶ月間

※偶数月は月・水・金、奇数月は火・木・土の週3回

放送局：ふくしまFM

（福島・郡山 81.8MHz、会津 82.8MHz、白河 79.8MHz、いわき・南相馬 78.6MHz）

『全国一斉！不動産表示登記無料相談会の告知番組』

放送日時：7月26日(火)16時36分頃（4分程度）

放送局：ふくしまFM『RADIO GROOVE』（16:00～19:00内）

ラジオCMに先立ち、全国一斉無料相談会の告知ミニコーナーを放送いたしました。7月21日(木)にふくしまFM本社スタジオにて収録いたしました。



左から：渡部広報部長、ふくしまFM矢野アナ、黒森副会長

* * * * *

全国一斉不動産表示登記無料相談会について

標記相談会の開催につきましては、「土地家屋調査士の日（7月31日）」に因み、市民に対する社会貢献事業の一環として、平成22年度より貴局筆界特定室と連携し無料相談会を開催して参りました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大・防止の観点から、県内6ヶ所の支部事務所にて電話相談受付を行っておりましたが、今年度は3年ぶりに会場を設けての開催となりました。

各支部ご担当者様におかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

日 時：令和4年7月31日(日)午前10時～午後4時

場 所：福島テルサ3階「しのぶ」

福島県土地家屋調査士会 郡山支部

謹教コミュニティセンター 会議室1

産業プラザ 人材育成センター 第1教室

いわき市文化センター 第一会議室

野馬追通り銘醸館 ゆうの風



支 部 だ よ り

全国会長会議への出席報告

郡山支部 渡 部 宏 一

本年5月に第22回福島県土地家屋調査士政治連盟定時大会が3年ぶりに行われました。議案第4号において、規約の一部改正が承認され、第2条が「本連盟は、福島県土地家屋調査士会と連携し、土地家屋調査士が不動産に関する権利の明確化に寄与し、国民生活の安定と向上に資するために必要な政治活動を行うことを目的とする。」と改正されました。これは昨年度行われた全国土地家屋調査士政治連盟の定時大会で規約が一部改正されましたが、それに伴うものであります。土地家屋調査士会との連携が前面に押し出されたような形です。

さて、去る6月8日に土地家屋政治連盟の全国会長会議が東京都千代田区の都市センターで開催されました。橋本会長は全調政連の役員を兼ねているため、私が会長代理で出席してきました。

議題は次のとおりです。

1. 講演 品確法

(公共工事の品質確保の促進に関する法律)

勉強会～土地家屋調査士業務の品質重視と競争のあり方（仮題）～

(ア) 講 師 根本匠衆議院議員

(イ) 自由民主党

土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長

(ウ) 自由民主党

公共工事品質確保に関する議員連盟

2. 会員増強プロジェクトについて
3. 参議院選挙の対応について
4. 議員会館訪問について

会議の冒頭「抗原+中和抗体一体型検査ペン」による検査を実施して、参加者全員の陰性を確認して会議が始まりました。

講演内容は、公共工事品確法制定(平成17年)から始まり、現在までの経緯、そして工事価格等についてでした。質問では適正価格についてのことが多く、公営業務での各自治体との価格設定に苦慮されていると感じました。なお、根本匠先生にあっては、かなり知名度が高いことが、各政連会長の講演を聞く姿勢、私のネームプレートに書いてある福島の2文字に対する反応からも見て取ることができました。

次に会員増強プロジェクトについて説明があり、会員約9000名と未加入者約7000名に対して、アピールの方法等について、意見が交わされました。

最後に、参議院選挙の対応と議員会館の訪問についての説明があり、議事は終了しました。

翌日は、議員会館へ橋本会長に同行し、会館建物に圧倒されつつ自民党議員へ表敬訪問を行いました。

この会長会議の中での、会員増強プロジェクトについてですが、ある県の会長からは、「本会と政治連盟の溝が大きすぎる。全くの別組織とみられている。全調政連からの直接アピールが望ましい。」

また、ある県の会長からは、「連合会との連携力をもっともっと出すべき。」等の意見が出されました。

この時に、5月の定時大会での規約第2条の改正の件が頭に浮かび、改めて理解したような気がしました。

会員の皆様には、政治連盟の役割、行動をうまく伝えられるよう、橋本会長のもと本会としっかりと連携し、活動していくことでご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。

* * * * *

私のストレス発散

郡山支部 小 泉 亨

少し私事についてお付き合いください。

年配のこの年頃になって始めたものがある。

ロードバイクです。

若いころは大型バイクには乗っていたものの自転車にはこれっぽっちも乗ってみたいとも思いませんでした。ところが、年とともに乗ってみたくなったんでしょうね、急に。とはいってもレースの類に出るのではなく、ただひたすらマイペースでペダルを漕ぐほうです。

年に何回かはロングライドのイベントにエントリーするのが楽しみになります。何十キロもこんな距離を走るの?と思うかもしれません、これが周りに同志と一緒に漕いでいると、ふしぎにいけるんですね。それでも走行距離50kmから60kmくらいが体力的にいいところですかね。このロングライドのもうひとつの楽しみは10から15キロ地点にある、エイドステーションなる休憩所(補給所)、イベントではかなりの人数のボランティアの方々がおもてなしをしてくれます。その地域の特産のものであったりおいしいものが沢山振舞われます。なかでもロングライド那須に参加した時のうなぎお握り、疲れている体にとてもおいしかったですね。

コロナで大会が自粛しているなか、今までの普通の日常が早く戻ってきてほしいです。頭を空っぽにしてストレス発散にはのんびり気晴らしのロングライド。



* * * * *

ねじれの位置

白河支部 坂 本 洋 一

中学校の数学で学習する空間図形の話ではない。

昨年から白河簡易裁判所の民事調停委員を務めているのだが、他の調停委員の先生方に名刺を渡す時にしばしば怪訝な顔をされる。須賀川に事務所があるのに、なぜ郡山ではなく白河の裁判所と関わっているのかというのである。土地家屋調査士会白河支部は、福島地方法務局郡山支局の管轄区域内に事務所を置く会員と白河支局の管轄区域内に事務所を置く会員から構成される。前者の会員は日常の登記申請を郡山支局に行なっていながら支部活動は白河で行なうというねじれの位置にあり、この辺りの事情を白河の調停委員の先生方に理解してもらうのがなかなか困難なのである。

須賀川と白河が共通の文化圏に属するという発想自体が幻想なのかもしれない。例えば、中学校の卒業生が進学先として選ぶ高校を比較してみよう。須賀川の場合、かなりの生徒が郡山市内の高校に進学する。進学校と言えば安積高校か安積黎明高校を指す。将来大学進学を目指す中学生は、この両校に照準を合わせて受験勉強をする。しかしながら、経済活動、あるいは社会活動上の人脈では、安積高校の卒業生はどうしても地元の中堅校である須賀川高校や須賀川桐陽高校の卒業生の後塵を拝する事になりやすい。安積高校は「郡山の東大」かもしれないが、須賀川ではさほど影響力はないのが実情である。数年前の須賀川市議会議員選挙で、須賀川一中と安積高校の同級生だったS君が初出馬し、まさかの落選をした。「あいつは須高ではなく、安高を出ているから反感を買って票が集まらないんだよ」と言った知人がいたが、もし彼が郡山市議会議員選挙に出馬していたら、

少なくとも落選はあり得なかつたのではないだろうか。明治期に鉄道のハブとしての地位を郡山に奪われるという「失態」がなければ福島県の中心都市は須賀川だったはずだというノスタルジアを語る人が未だにいるが、郡山文化圏の一部でありながらその事実を認めたがらない人が長期的に見て市の発展を妨げてきた可能性は今になってみれば否定できないだろう。

白河の調停委員の先生方は圧倒的に白河高校の卒業生が多いらしい。白河の中学校の卒業生にとって、進学校と言えば白河高校を指すらしい。同時に、白河高校は地元密着型中堅校としての役割も兼ねているらしい。「らしい」と表記するのは、須賀川の人間にとって白河の人々の教育事情や社会活動上の心情はあまり良く分からぬからである。単一の高校が進学校と中堅校を兼ねるという発想自体、なかなか想像が付かないである。

いずれにしても、2022年現在、郡山、福島、いわきと比べれば須賀川も白河も遙かに規模は小さく、単独で県内のハブになれるような都市ではない。3つの中核都市と肩を並べるには、好むと好まざるとに関わらず、協力を余儀なくされる。土地家屋調査士会白河支部のかつてのダイナミクスは、互いに未知な2つの文化圏、更には15個以上の自治体に遍在する調査士の拮抗と協働の中にあったのかもしれない。しかしここ数年、白河支部の会員は激減している。会員数が減少すれば支部活動はやがて困難になる。白河支部がいつまで存続できるのかは分からぬが、再編し、新たな方向へ向かう事を検討する時期に入っているのは間違ひなさそうである。

* * * * *

震災後の気持ち

相双支部 加 藤 修 吾

今年早くも夏の季節になり、現場に赴く腰が重くなっている今日この頃ですが、このような何気ない生活はある意味幸せなのだと感じます。

2011年3月11日の震災から11年と4か月経過しましたが、近年相馬においては災害、地震が頻発している状態です。2019年10月には台風19号により法務局相馬支局はじめ相馬市内的一部で床上浸水、断水になりました。幸い私の自宅においては断水のみでしたが、浸水した家や商店街の方達は家の片付けや商品の処分・清掃、道路等の泥かきに追われる日々を送っていました。しかし落ち着きを取り戻そうとした2週間後にまた豪雨被害でほぼ同地区で床上浸水の被災がありました。

地震も2021年2月13日の震度6強、2022年3月16日震度6強と2年連続で来ています。2011年の

震災の時もそうでしたが、被災した後に普段の災害の備えが大事だとわかってはいるものの時間の経過とともに薄れていくもので、2021年の地震後に23時ころだったと思いますが被害状況を確認するため懐中電灯を探しに行こうと思ったら、どこに保管したか思い出せない状況に陥りました。スマートフォンのバッテリーもないし、停電で充電もできない。モバイルバッテリーもどこにあるのか…改めて準備不足を痛感し反省しました。その後建物被害、道路の陥没、断水、停電という状況下で救援物資や市職員や災害派遣で来てくれる方々の対応などに助けられ現在に至ります。

自然の力にはいつも無力だと思い知らされますが、それでも復興を遂げようとする周りのパワーも同時に感じられ励まされながら日々生活をしています。これからまたどのような災害が待ち受けているかわかりませんが、必要最低限の備えを忘れずに普段の生活を楽しめられればと思います。

隨筆

家族が増えて

福島支部 関 口 洋 平

福島支部の関口洋平と申します。いつ入会したのか忘れ調査士会員名簿で入会年を確認。気がつかぬうちに5年ばかり過ぎていました。30代になると時間の経過は早く感じます。それほど変化のない毎日でコロナの影響もあって友人にも会うことも少なくなっていました。そんな日々を一転させたのは娘の誕生でした。生まれたのはもう2年前になるのですが、その頃はコロナが騒がれだしたころだったので夫でも産婦人科の建物内に入ることは許されず、当然立会いも出来ず、その後

退院するまでの数日間、首を長くして待っていたことをよく覚えています。

それからは生活ががらりと変わり、ほぼ強制的に規則正しい生活を強いられ、休みの日も子供の朝食のために目覚ましで起床。お昼近くまで寝るなんてことはもうずっとしていません。生活全ての基準が「赤ちゃん」になりました。何を食う？どこへ行く？などを決める基準は娘が何なら食べられるか、どこなら娘が楽しめるか+密にならないかで決まります。買い物でもついついアンパンマンに手が伸びてしまいます。自分の服や靴なんてあまり買わなくなりました。まあ平日作業着ですし週末家にいるときなんてジャージ着ていますから。こうやっておじさんになるのでしょうか。

さて、驚かされるのはこの頃の子供の成長。少し前まで地べたを這いつくばっていたと思ったら今や家じゅうを駆け回ったりしゃべったり。このくらいの歳の子供はひと月もあればものすごい成長をみせてくれます。その進歩は見ていて楽しいですね。自分自身はここ数年何か成長したものがあつただろうか？体力は間違なく落ちました。そこに追い打ちをかける娘のイヤイヤ期。誰しもが通る道なのでしょうか。来てと言ったら来ない。止めてと言っても止めない。高い所に登る。仕事が終わって帰宅してからの方が体力消耗しているかもしれません。最近は寝かしつけようとして自分も朝まで寝てしまうことも…。せめて自分でごはんを食べられるようになればだいぶ楽になるのかなあなど思いながらもオヤジの相手をしてくれるこの短い時期を満喫し、疲れながらも活力となってくれる娘のために仕事を頑張りたいと思います。

* * * * *

境界について

会津支部 佐 藤 一 男

公法上の境界（以下、「筆界」という。）と私法上の境界（以下、「所有権界」という。）を使い分けなければならない我国の境界事情について、そろそろ「境界は1つ」という法制度づくりに取り組むべきではないのか。

その所以は、筆界といわゆる所有権界の垣根の混同矛盾が、特に地図作成遂行にあたって強く感じられるためである。特に、旧公図地区における筆界探索には公図筆界と齟齬する現況境界が出現しており、どうみても私人間同士で決めた所有権界が立ちはだかる。つまり、筆界と所有権界の、いわゆる境界論争にも限界が来ている気がする。

基本的に筆界と所有権界は、争いがない次元で

は一致する。しかも、この2つの境界は全く別な代物で、理論上はそれなりの体系的考察論で武装され、互いに交戦状態の体を為しているものの、因果的には切っても切れない必要不可欠な間柄といえる。つまり、筆界がなければ、所有権を争う範囲が特定できず、提示できない場合など。

戦後憲法において、所有権界は憲法第29条の申し子的存在で、誕生した、ともいえる。「財産権はこれを侵してはならない」の一条文が、所有権を神格化したともいえる。ただし、明治憲法の第27条にも同様な記述があり、所有権が国民統合の権利であることを謳い、我国は太古の昔から国民主体であったことが伺える。実に良い国である。

そこで、筆界と所有権界を合体させるには、「境界法」の制定が急務となる。つまり、境界の指針、拠り所的存在の法典化が求められる。実は、境界法については明治民法制定にあたり、フランスの法学者ボアソナードが起草したいわゆるボアソナード民法には存在していた。当初、明治政府はフランス法の体系採用を目論んでいたが論争論議が勃発し、最終的にはドイツ民法採用に傾倒、明治31年に公布された。しかし、境界法の起草を成し遂げたボアソナードの偉業は、賛否両論があるものの、少なくとも我国の民法典起草には多大なる影響があったことは事実である。法政大学の前身である東京法学校の講師、教頭を歴任し、法大の基礎を築いたため、法大創業の祖とされ、現在の市ヶ谷キャンパスのシンボルである地上27階建ての校舎をボアソナード・タワーと称するのも納得がいく。

もし、ボアソナードが起草した境界法が民法の条文にあったなら、筆界と所有権界が消滅し、“境界”のみの法体系、登記制度の運用となつた、と想像する。恐らく公法上の筆界を争う筆界確定訴訟、所有権の及ぶ範囲を争う境界確認訴訟などの線引きがなくなり、いわゆる「境界訴訟」一本で

事が足りることになったであろう。特に境界確認訴訟のややこしいところは、筆界と所有権界は違うという立場から開始するため、ともすると筆界確定訴訟と境界確認訴訟を別個同時に提起する必要があり、今でも混沌とした裁判が実情である。しかも、筆界に係る訴訟は非訟事件であり、所有権界に係る訴訟は弁論主義事件として、相容れない。また、筆界は物理的及び客観的事実関係の立証を旨としており、いわゆる弁論主義は通じない。筆界特定制度が確立する前までは、実に調査士の諸先輩たちが境界鑑定士制度を独自に立ち上げ、勉強会を催すなど、裁判官の拠り所とする境界法がない隙間を埋める試みには今更ながら敬意を称したい。

ところで、最近の筆界確定訴訟では裁判官の独自の調査や判断、また筆界特定による登記官の判断を求め、これらを総合して裁判官の独断裁定をするという非訟事件の性格が一掃され、原告、被告の答弁を基礎とする弁論主義に偏る傾向がみられるようだ。そのせいか、筆界特定制度による調査考察資料が棄却される事件例も増加傾向にある、とされている。

こうなると筆界を旨とする我々調査士の業務の総体とされる筆界特定制度そのものにケチをつけられている気がするのは筆者だけであろうか。いささか疑義を隠し切れない。

筆界確定訴訟における裁判官の筆界の決定に係る判断基準については、色々調べたところ「大審院第二民事部判決昭和11.3.10大審民集15巻9号695項」に、極めて明快な答えがあった、と感じたところである。最も調査士の先生なら、ご存じの方が多いと思うが、筆者の勉強不足もあり、あえて当該判例を挙げてみた。

「土地境界確定の訴においては、裁判所は、当事

者の申立に拘束されずに、裁判所が相当と判断するところに従って境界を確定すべきであるとされているが、これはもちろん、境界の確定が、裁判所の自由裁量に任されていることを意味するものではない。すなわち、裁判所は、まずできるだけ客観的に存在している境界線を発見するよう努力しなければならないのはもちろんであり、その不明な場合に、いかにして境界線を定むべきかについては、法律は具体的にはなにも規定しているところはないが、古くから、裁判所の取扱と外国の立法例などによれば、係争地域の占有の状況、隣接両地の公簿面積と実測面積との関係を主にし、このほか公図その他の地図、境界木又は境界石、場合によっては林相、地形等を証拠によって確定し、それらの各事実を総合して判断するを要するとされているし、このことは条理に合したものと解せられる。殊に、境界線を確定することは直接に隣接地の所有土地の範囲を確定するものではないが、多くの場合それに対し重大な影響をもつものであるから、隣接地の実測面積と公簿上の坪数の関係は、それがなくとも境界線が明らかに定められるような特別な場合を除いては、必ずこれを確定して、双方の関係を参酌して定むべきである。このことは、わが国でも裁判実務上相当古くから現在まで行われている実務上の慣行とも言える裁判所の取扱であることは、当裁判所に顕著なところである。もしこれらの証拠資料によても境界を知ることができないときには、衡平の原則から争いのある地域を平分して境界を定めるなどしなければならない」

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

つまり、非訟事件の筆界確定訴訟といえども①裁判官が勝手に筆界を定める権限を与えたわけではない②まずできるだけ客観的に存在している筆界線を発見せよ③外国の立法例をも参考に占有関

係、現況地形、面積比較、境界地物などなどの物理的状況及び客観的事実証拠などをもって総合判断せよ④それでも筆界を定めることができない場合は衡平の原則をもって、平等に境界線を定めよ、としている。実に興味深い。

我々調査士が日々の筆界業務においても、この判例は手本となる筆界探索の方向性を示しており、地図作成作業における拠り所として活用することに決意を新たにした。

特に大審院が示す衡平の原則に魅力を感じる。公平ではなく衡平という点である。何でもかんでも公平、公平という世の風潮だが、衡平とは実に古風で、哲学的である。筆界の決定に面積の増減が相隣地に及んでも、所有権的な面積の増減を旨とする所有権界とは異なる次元の筆界であると勝手に決めて、当該面積の増減を一方的に無視した対応をしてきた、と強く反省している。これは筆界と所有権を基本とする所有権界が、例え争いがなくても全く別物という扱いを知らず知らずにしてきた筆者だけに、衡平の原則には心が痛む。要するに、人の立場や状況はそれぞれ違う様に土地の境界事情もそれぞれであり、それらを考慮した境界探索に傾注する必要があるとされる。

また、大審院判例は我が国には境界法がない故に、境界線を定める指針がないことを指摘し、つまり裁判官が判定の拠り所とする境界法が存在しないので、ならば外国の立法例を手本にすることもあたわず、と裁定している。この立法例とは、ドイツ民法920条を指すとされる。この条文も列挙する。(注：著作者＝国士館大学法学部教授・法務省民事局調査員 藤巻 梓＝民法・不動産登記法部会参考資料から抜粋。)

⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕

ドイツ民法920条（境界の確定）

① 境界線が不明確である場合において、正し

い境界線を突き止めることができないときは、境界線は占有状態を基準としてこれを画定する。占有状態を画定することができないときは、争いがある地所を各土地に等しい大きさで割り当てるものとする。

② 上記の方法によって確定される境界線が、明らかな事情、特に土地の確定面積に反する結果を生じさせるときは、境界線は、当該事情を斟酌した上で、公平（衡平）に適うようにこれを画定しなければならない

⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕

恐らく、大審院は当該920条については、境界線が不明な場合の探索方法の指針として活用する旨を指摘したわけだが、ドイツ連邦共和国内での法的運用となると、かなり複雑のようだ。

当該920条の趣旨は、境界線をめぐる紛争において、当然、当事者は所有権の確認の訴え等を提起することができる。この場合、まず当事者のいずれも、正当な境界線を提示し、かつ自己所有権の範囲を立証することが要件事実となっている。それでも埒が明かない場合は、920条に基づく境界確定請求権の行使を裁判所に提起できるようだ。が、問題は、当事者のいずれも正しい境界を突き止めることができないという条件下でなければ受理されない点である。ただし、当該土地が登記されている場合は、さらに複雑である。ドイツ民法891条に規定する登記の公信力が立ちはだかり、ここで規定する“推定”的排除がなされない場合は、境界確定請求権の行使を裁判所に訴えることができないようだ。極端な話、何でもかんでも裁判所に訴えることができる我国の事情とは違う、と言わざるを得ない。891条も列挙する。

⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕

ドイツ民法891条（登記の公信力）

- ① 土地登記簿に権利を登記されている者は、その権利を有するものと推定する。
- ② 土地登記簿に登記されていた権利が抹消されたときは、その権利は存在しないものと推定する。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ドイツでは、登記に公信の原則を適用している。フランスは、登記に対抗要件主義を採用している。我国は、ボアソナード卿の偉大なる影響があり、この点フランス法を継承している、と言えよう。したがって、ドイツでは民法891条の登記された土地の所有者が唯一の所有権者であって、それ以上もそれ以下もなく、我国のような所有者及び所有権登記名義人という登記の曖昧さは存在しない。しかも、所有権者の推定排除を満たす要件自体、不可能に近く、とどのつまりは登記したら、錯誤を原因とする一切の変更は認められない、という厳格性がここにある。もともとドイツでは登記された土地については連邦16州ごとにある地籍局が境界線を調査・測量して示すことになっており、これを覆すハードルも高い。また、ドイツの土地登記簿上の土地の筆界と所有権界は一致しており、我国のような“筆界”と“所有権界”という法的区別はなく、単に「境界」が土地の境である。

我国の登記制度は、明治32年の「不動産登記法」の制定を機に、概ね100年以上にわたって運用されてきた。確かに、今更の境界法の制定をもって、筆界と所有権界の融合を図るのは無理があろう。しかるに、現行の不動産登記法に、登記の「公信の原則」付与が妥当と解される。もともと、明治民法はボアソナード卿のフランス民法の採用から、ドイツ民法に切り替えた経緯があり、登記制度もドイツ民法の影響をかなり受けているため、登記の公信の原則移行に舵を切ることは、利権が

らみがない限り、さほどの問題はないと解される。特に、筆界特定制度も、名実ともに境界特定制度として、境界一本の特定を旨とすることができよう。

登記の公信力ともなれば境界業務の厳密性も拡大する以上、我々調査士の心構えと、今後の立ち位置が焦点となろう。ドイツやフランスでみられる測量鑑定士制度など、より高度な職業資格の要求もさることながら、調査士会自体も国家業務を担える組織体への変貌が急務となろう。これまでの表示に関する登記は調査士、所有権に関する登記は司法書士、所有権に関する境界の争いは弁護士、という具合に職業的利権争いとまではいかないが、錯誤を基調とする奇妙さ量が多い法体系の下で胡坐をかいていた資格者制度の終焉を頭に入れて、これからは国家国民の利益を第一義に、国土の安全保障も凌駕する調査士制度の構築に尽力する時代、と感じる。

特に、国土安全保障に係る境界問題について、尖閣諸島に見られる領土境界の現状に、いささか危機感を覚える。沖縄県石垣市に所在する八重山日報の令和3年8月24日付記事によると、石垣市の中山市長は市の行政区域である尖閣諸島に設置する字名入りの標柱を設置するため、国に設置のための上陸を申請した。が、同年9月3日付で総務省は不許可の返答をした。既に1969年に、魚釣島、南小島、北小島、久場島、大正島に標柱を設置済みで、今回、標柱の経年劣化による回収処置に伴い、行政手続きによる新字名の「能登城尖閣」と地番が付されたのを機に、交換設置が目的。地方の行政機関として法的にも適う当然の処置だが、行政区域の境界を守備するのは地方公共団体に与えられた使命であり、国がとやかく言うのもおかしい。「もしかしたら尖閣諸島は、既に売却済みか？」と疑いたくなる。

次に、信頼できる情報筋によると、山間部地帯

の国土調査にドローンを使って地籍測量を実施し、いわゆる筆界を特定、そのまま法務省の地図認証を得るという方向性が検討されている、とう。ところで、地図は厳正な登記法上の権利の客体としても位置付けられる。それなのにAIを駆使したドローン装着の3Dセンサーカメラをもって筆界を特定するなど、まさに財産権と土地家屋調査士制度に対する挑戦である。つまり、山林など価値がないので、数メータの位置誤差など境界の

特定に問題なしという測量的発想がまかり通ることになる。占有状態の吟味、衡平の原則を旨として画定する境界の法的判断を無視する所業は、到底容認できない。

これらの事実関係は他人ごとではない。境界を守るために、登記の公信の原則付与は直近の課題である。何よりも正義と衡平を基調とする筆界（境界）特定の意義を、もう一度見直す時ではなかろうか。

新人調査士紹介



いわき支部 和田 賢治
(わだ けんじ)

令和4年4月に入会いたしました、いわき支部の和田賢治と申します。

前職は北茨城市役所に本年3月まで12年間務めておりました。その間、固定資産税や地籍調査事業に従事し土地家屋調査士の方々と接するうちに、その専門性や高い公共性に強い憧れを抱きました。自分も調査士になるという決意のもと令和元年度試験に合格できました。そして、いわき支部の先輩方々の温かくも心強いサポートや助言をいただき、補助者経験なく開業した次第です。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

4月からは勿来地区の地図作成業務や、わずかではありますが自分の案件を行うなど、充実した日々を送っております。これからも自己研鑽を怠ることなく、人に社会に必要とされる調査士になれるよう励んでまいりますので、皆様何とぞよろしくお願い申し上げます。

* * * * *



福島支部 酒井 浩樹
(さかい ひろき)

5月2日付けで入会いたしました福島支部の酒井浩樹と申します。前職は県職員であり、実務経験がない中では思いましたが、土地家屋調査士の業務に魅力を感じ、新たな道を進むことを決意いたしました。現在は支部を始め他地区の諸先輩方と交流しながら、調査士のいろはや業務の進め方等々勉強させていただいています。ちなみに大学では、ボート部（体育会）で4年間過ごし、3年時にはロサンゼルスオリンピックの日本代表を決める最終選考レースに出場しました。結果は3位であり、オリンピックには行けませんでした…（因みに私は舵手で、ボートの舵を取ったり漕手に指示を出したりする役割です。）

新しいことにチャレンジしたいというのは性格的なものもあるかもしれません、やるからには全力を尽くすというのが私のモットーです。諸先輩を見習いながら、1日も早く社会でお役に立てるような調査士を目指して頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

* * * * *



郡山支部 内 海 吉 政
(うつみ よしまさ)

平成30年度の試験に合格し、令和4年4月1日付、郡山市にて登録させて頂いた内海吉政と申します。今まで住宅メーカーの営業を行っておりましたが、より専門性の高い仕事に興味を持ち、増子國一先生の下で1年間補助者として勉強させて頂きました。実務を行う上では、まだまだ知識、経験不足ではありますが、一つ一つ誠実な仕事を行い、信頼される土地家屋調査士になる様、頑張ってまいります。何卒、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

うぞよろしくお願ひいたします。

* * * * *

郡山支部 菊 田 圭 輔
(きくた けいすけ)



「まあ、一回家に来たらいいよ。」

そんな風に言ってもらい8月下旬の暑い日に土井先生のご自宅へ挨拶に伺った。

お昼ご飯を準備していただいたものの、緊張して何を食べたか覚えていないが、汗をダラダラかきながらお味噌汁を飲んだことはよく覚えている。

ご飯をいただいてから調査士見習いとして雇ってもらいたい自分の気持ちを伝えると、ニコッと微笑みながら

「いいですよ。」

との返答をいただき、私の調査士としての人生がスタートした。

あれから4年が経ち、こうして独立開業することができたものの、まだまだ合格点はもらっていない。いつかは師匠に成長した姿を見せられるよう、先輩方の背中を追いかけながら日々の業務と勉強を続けていきたいと思っていますので、たくさん面倒見ていただけると嬉しく思います。



福島支部 阿 部 雅 之
(あべ まさゆき)

令和2年11月に福島支部に入会しました阿部雅之と申します。試験には平成30年に合格し約2年間、五十嵐洋介先生の元で補助者として勉強させて頂いておりましたが、まだまだ経験不足であり日々四苦八苦しているところでございます。先輩方からのご指導を頂きながら自己研鑽に励み調査士として成長していきたいと思っております。ど

Information

今後の予定

11月9日(水) 令和4年度第2回業務研修会
郡山ユラックス熱海大会議室

会員異動

○入 会○

令和4年

3月1日 1514 菊田 圭輔 (郡山支部)
4月1日 1515 和田 賢治 (いわき支部)

4月1日 1516 内海 吉政 (郡山支部)

5月2日 1517 酒井 浩樹 (福島支部)

●退 会●

令和4年

1月27日	長澤 正	(いわき支部)
3月25日	阿部 傳	(福島支部)
3月28日	田原 勝成	(福島支部)
3月31日	大森 貞彦	(会津支部)
4月30日	齋藤 洋	(郡山支部)

編集後記

この編集後記もあと2回ですが、毎回、事務局にせかされて書いている渡部です。

今年の4月、娘が上京しました。車に荷物を詰め込んで、新居まで送ってきました。田舎もんなので、首都高速道路が混雑するだろうと、自宅を夜中の3時ころに出発しました。道中、なんのトラブルもなく、順調に進み、朝の8時ころには、新居の近くまで行くことができました。

荷物を運び入れ、足りないものを近所で購入し、3時ころにはある程度片付いたので、そろそろ帰ろうかと。一般的に、この場面になるとお互いに泣いて、「がんばれよ」となるのですが、当職、こでまったく悲しくなることもなく、娘もこれから的新生活でわくわくなので泣くこともなく、笑顔で別れました。

この話をすると、みなさん「なんで？」と当然に聞いてきます。

土地家屋調査士として、独立後、子供の保育所、学童もお迎えから夕飯のことやら、家のこと。会社員の父親にはあまり体験できないことをし、子供との時間をたくさん過ごせたからなのかなと思っております。

あとは、高校受験を迎える息子がおりますので、この子が地元を離れるときに泣くことができるのか、楽しみながら子育てをしていきたいと思います。

広報部長 渡部 宏（会津支部）



【FMふくしまでのCM収録風景】

会報ふくしま No. 84

発行日 令和4年8月18日

発行者 会長 小野寺 正 教

発行所 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL:024-534-7829

FAX:024-535-7617

E-mail:info@fksimaty.or.jp

印 刷 有限会社 吾妻印刷

* * * * *

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会
ホームページへの掲載も行なっております。
ぜひご利用下さい。

